



第3次利根町男女共同参画推進プラン (2025～2029)



(素案)

利根町

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨と目的.....	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の背景	4
5. SDGsを踏まえた計画の推進.....	9
第2章 利根町の現状	10
1. 人口の推移	11
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移.....	12
3. 未婚率の推移	13
4. 女性の年齢階級別労働力率.....	14
5. 女性の管理的職業従事者の割合.....	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1. 計画の基本理念	17
2. 計画の基本目標	18
3. 計画の体系	20
第4章 計画の内容	21
基本目標1 男女共同参画の意識を広げます.....	22
基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます..	26
基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます.....	36
基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます.....	41
基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます ..	44
目標値の設定	52
第5章 推進体制	53
1. 計画を推進する意識.....	54
2. 総合的な推進体制.....	54
3. 進行管理の確認	54

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の背景
5. SDGsを踏まえた計画の推進

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨と目的

利根町（以下「本町」という。）では、平成27年に「利根町男女共同参画推進プラン（2015～2019）」を、令和2年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」を策定し、「男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね」を基本理念に掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

第2次計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動や経済活動に影響が生じる中、複雑な課題を抱えた家庭の孤独・孤立や、貧困等の問題が顕在化しており、男女共同参画の分野においても困難を抱える方へのきめ細かな支援の必要性が高まっていると考えられます。

また、本町は現在、県内第2位の高齢化率となっており、少子高齢化が深刻な問題となっています。このような状況の中、活力ある社会を維持するためには、男女の違いや年齢に関係なく、仕事・家庭・地域社会それぞれで意欲と能力ある個人に活躍する機会を広げ、また、それぞれの人がもつ考えを自由に言い合え、かつ、受け入れ、人々が対等に関わり合うことができる社会の実現が必要不可欠です。

そのためにも、性別による固定的役割分担意識¹による生き方の決めつけや配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント²等の問題への対応など、男女共同参画施策に引き続き取り組んでいくことが求められています。

こうした中、本町では令和2年12月に「利根町男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところです。

この度「第2次利根町男女共同参画推進プラン（2020～2024）」の計画期間が満了するにあたり、条例の理念を具現化することで、思いやりの心でつなぐ、一人ひとりがいきいきと自分らしく輝ける社会の実現を目指し、町民、事業者、学校、行政が一体となり、より一層の男女共同参画の推進を図るため「第3次利根町男女共同参画推進プラン（2025～2029）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

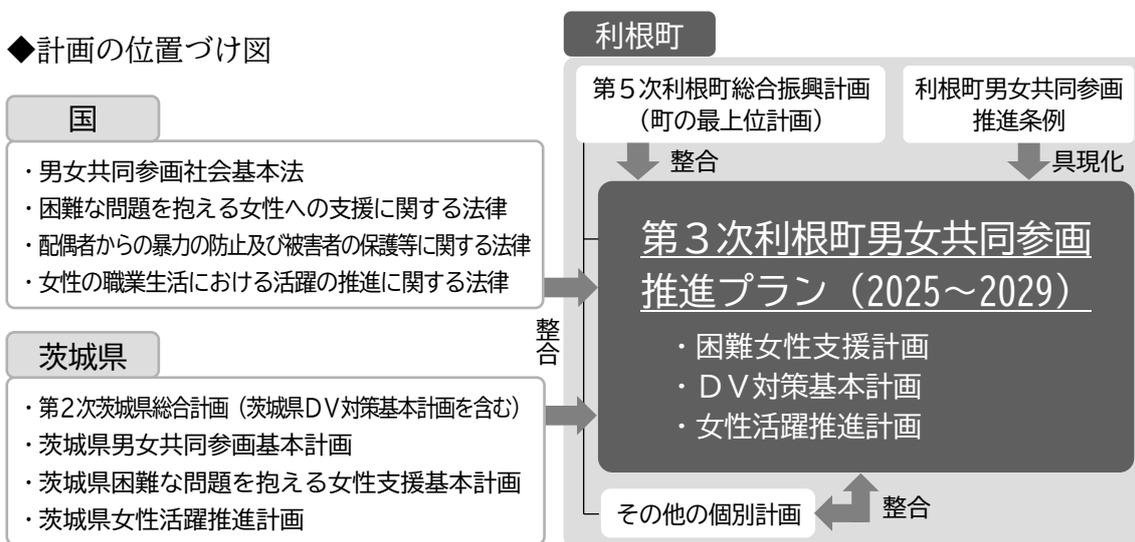
¹ 性別による固定的役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわけること。こうした意識を無意識に持つことを、「アンコンシャス・バイアス」という。

² セクシュアル・ハラスメント 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給等の不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

2. 計画の位置づけ

- ・本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・また、本プランは以下の通りの計画として位置付けます。
 - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（困難女性支援計画）
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（DV対策基本計画）
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の2に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（女性活躍推進計画）
- ・本プランは、本町の最上位計画である「第5次利根町総合振興計画」と整合性を図り策定するものです。
- ・本プランは、利根町男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画の推進に関する基本的な計画」として策定するものです。
- ・本プランは、令和5（2023）年に実施した「利根町男女共同参画推進プラン策定に向けた住民アンケート調査」の結果や、利根町男女共同参画推進委員会、町民の声を反映して策定するものです。

◆計画の位置づけ図



3. 計画の期間

本プランの期間は、令和7年度（2025年）～令和11年度（2029年）の5か年とします。

4. 計画の背景

◆世界の動き

年	内容
昭和 50 (1975) 年	「国際婦人年」を宣言 国際連合において、昭和 50 (1975) 年を国際婦人年とし、同年開催された第 1 回世界女性会議で、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。
昭和 54 (1979) 年	「女性差別撤廃条約」の採択 従来の男女の性的役割分担に基づく差別や偏見を撤廃し、男女平等の実現を目指すため、国連総会で採択されました。
昭和 60 (1985) 年	「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 2020 年に向けて女性の地位向上のために世界的に取り組むべきガイドラインが採択されました。
平成 7 (1995) 年	「行動要領」「北京宣言」の採択 女性の健康や女性に対する暴力等の 12 の課題が示され、「平等、開発、平和」のためのあらゆる分野における女性の参画を求める宣言がなされました。
平成 12 (2000) 年	「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」の採択
平成 18 (2006) 年	世界経済フォーラム (WEF) において世界各国の男女格差を測る指数である「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」が公表
平成 23 (2011) 年	「UNWomen(ジェンダー ³ 平等と女性のエンパワーメント ⁴ のための国連機関)」の発足
平成 27 (2015) 年	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs ⁵)」の採択 人間、地球及び繁栄のための 17 の目標の 1 つに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。

³ ジェンダー 何が女性的で、何が男性的かを表す社会的・文化的につくられた性別のこと。

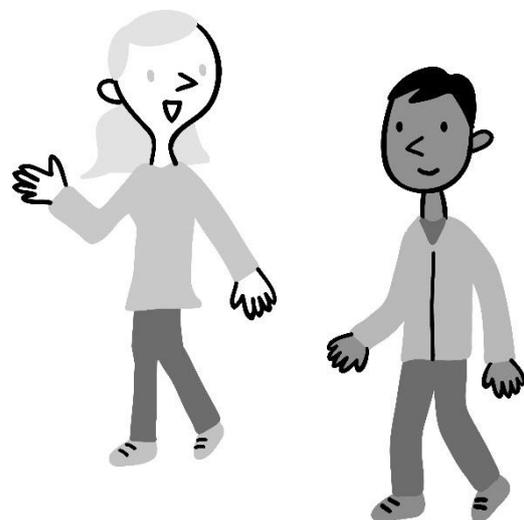
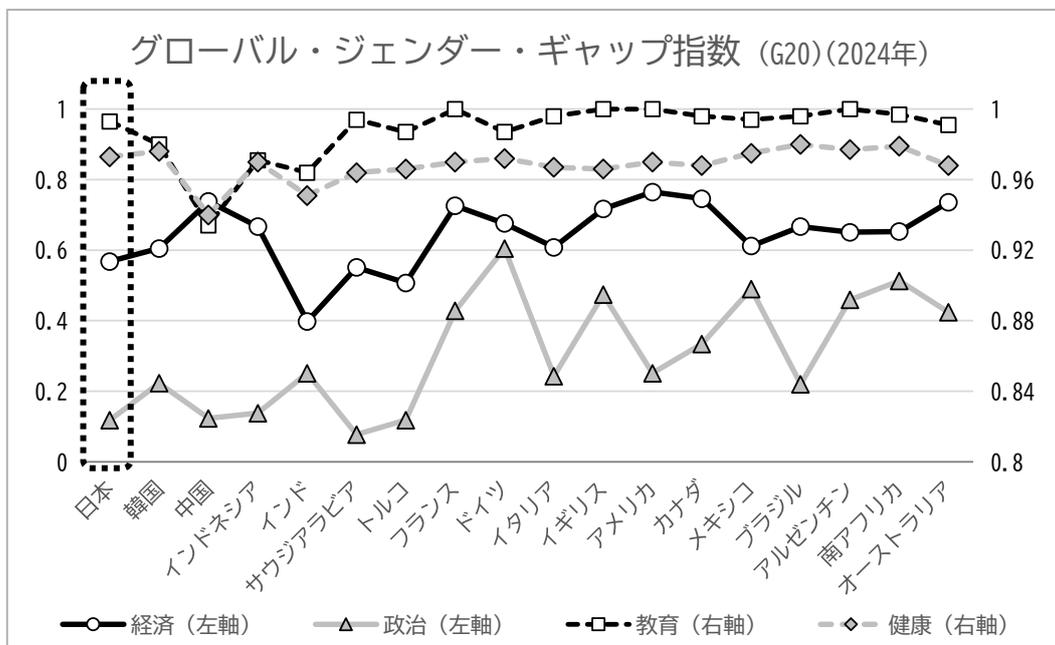
⁴ エンパワーメント 社会、組織の中で、今まで虐げられてきた人たちが力をつけ、もともともっていた一人ひとりの個性を再び息づかせること。

⁵ SDGs SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS の略で、持続可能な開発目標のこと。「誰ひとり取り残さない」を理念に、開発途上国のみでなく、先進国も取り組むべきグローバルな課題として、2030 年を期限に、貧困、エネルギー、平等の 17 の目標を定めている。

○ グローバル・ジェンダー・ギャップ指数 ○

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数とは、スイスの非営利財団である「世界経済フォーラム」が公表する、経済・教育・健康・政治の4分野における男性の参画状況と女性の参画状況の差を集計した指標です。

2024年版において、日本は「経済」「政治」の各分野で低い水準となっており、詳細12項目中、管理職等に占める女性の割合：経済 (Legislators, senior officials and managers), 国会議員に占める女性の割合：政治 (Women in parliament), 国家元首の在任期間に占める女性の割合：政治 (Years with female/male head of state (last 50)) の3項目で、スコアが1.0点中0.3以下と特に低くなっています。



◆国の動き

年	内容
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」施行 男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題として位置づけられました。
平成 12 (2000) 年	「男女共同参画基本計画」の閣議決定 男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、施策の方向や具体的取り組み等を定めました。
平成 13 (2001) 年	「男女共同参画局」の設置 新たに内閣府に設置されました。
	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV ⁶ 防止法）」の施行
平成 17 (2005) 年	「男女共同参画基本計画（第2次）」の閣議決定
平成 19 (2007) 年	「仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ⁷ ）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 持続可能な社会の実現に向け、誰もが仕事と生活の双方を調和し、官民一体となって取り組んでいくための支援策等が示されました。
平成 22 (2010) 年	「男女共同参画基本計画（第3次）」の閣議決定
平成 27 (2015) 年	「女性活躍推進法」施行 自らの意思で働くことを希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性が仕事で活躍する」といった内容を事業主に対して義務化した法が施行されました。
	「男女共同参画基本計画（第4次）」の閣議決定
平成 31 (2019) 年	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」施行

⁶ DV ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。

⁷ ワーク・ライフ・バランス（仕事の生活の調和） 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

年	内容
令和2（2020）年	「男女共同参画基本計画（第5次）」の閣議決定
	「改正労働施策総合推進法」施行
	「女性活躍推進法」改正・令和2年より段階的に施行 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等が盛り込まれました。
令和3（2021）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 政党等の取組項目の例示としてセクハラ・マタハラ等対策等が明記されました。
令和4（2022）年	「育児・介護休業法」改正・令和4年より段階的に施行 柔軟な育児休業の枠組みが創設されました。
令和6（2024）年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 生活困窮、性暴力、孤独・孤立といった社会課題が顕在化する中で、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重される社会を実現するための法律として施行されました。

◆茨城県の動き

年	内容
平成13（2001）年	「茨城県男女共同参画推進条例」の制定
平成14（2002）年	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」の策定
平成17（2005）年	「女性プラザ男女共同参画支援室」の設置
平成18（2006）年	新たな「茨城県男女共同参画実施計画」の策定
平成23（2011）年	「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」の策定
平成28（2016）年	「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の策定
令和3（2021）年	「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の策定
	「茨城県女性活躍推進計画（第2次）」の策定
令和4（2022）年	「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の策定 計画の中に茨城県DV対策基本計画（第5次）が位置づけられました。
令和6（2024）年	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」の策定 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき策定され、相談体制の充実や回復と自立に向けた支援体制の整備に取り組むことが示されています。

◆利根町の動き

年	内容
平成 25 (2013) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査」の実施
平成 27 (2015) 年	「利根町男女共同参画推進プラン (2015~2019)」の策定
平成 30 (2018) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査 (2回目)」の実施
令和 2 (2020) 年	「第2次利根町男女共同参画推進プラン (2020~2024)」の策定
	「利根町男女共同参画推進条例」の制定
令和 6 (2024) 年	「男女共同参画社会住民アンケート調査 (3回目)」の実施
令和 7 (2025) 年	「第3次利根町男女共同参画推進プラン (2025~2029)」の策定

○ 利根町男女共同参画推進条例 前文 ○

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しながら、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀における最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野で、総合的な施策の推進の重要性が示されている。

また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性の活躍に向けた取組が社会全体で拡大しており、女性の活躍を一層推進していくことが重要になっている。

利根町においては、平成 27 年に「利根町男女共同参画推進プラン」を、令和 2 年に「第2次利根町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識、性別に起因する暴力や人権侵害など、多くの課題が解決されていないことから、男女共同参画社会の実現には、総合的かつ計画的に推進することが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、町、町民及び事業者が一体となった取組を推進するため、男女共同参画の推進についての基本理念やそれぞれの責務等を定めた条例を制定する。

※条例の全文は、資料編をご覧ください。

5. SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とした国際目標のことです。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、17の目標と、169のターゲットとよばれる詳細目標があります。

本町では、町の最上位計画である第5次利根町総合振興計画について、持続可能なまちづくりを目指した計画とするために、SDGsの視点や考え方を取り入れたものとするなど、SDGsの推進に取り組んでいます。

男女共同参画の分野においても、SDGsの17のゴールのうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」などを中心に、SDGsを踏まえた男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいきます。

◆SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



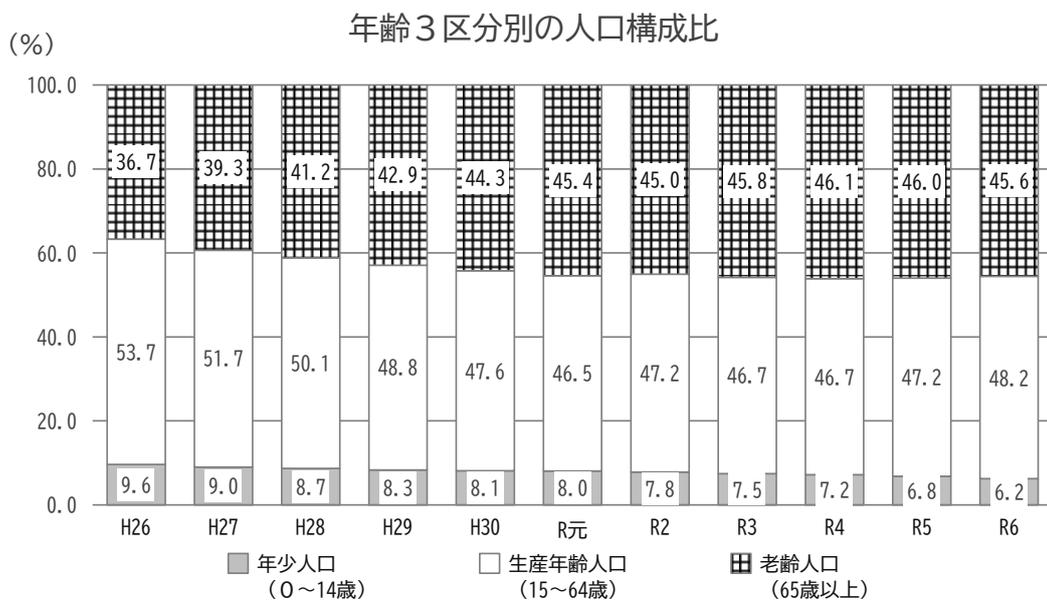
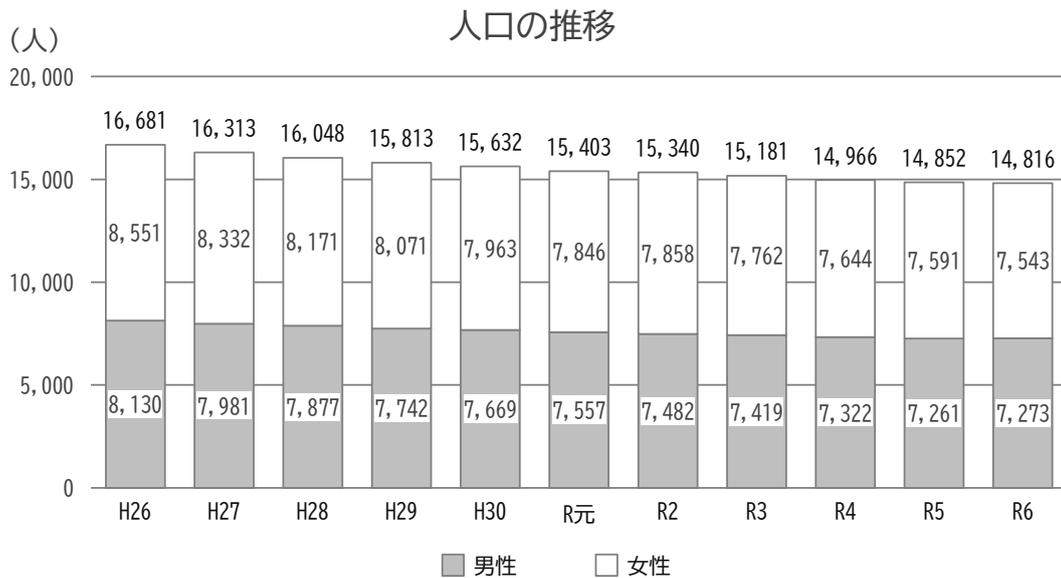
第2章 利根町の現状

1. 人口の推移
2. 出生数及び合計特殊出生率の推移
3. 未婚率の推移
4. 女性の年齢階級別労働力率
5. 女性の管理的職業従事者の割合

第2章 利根町の現状

1. 人口の推移

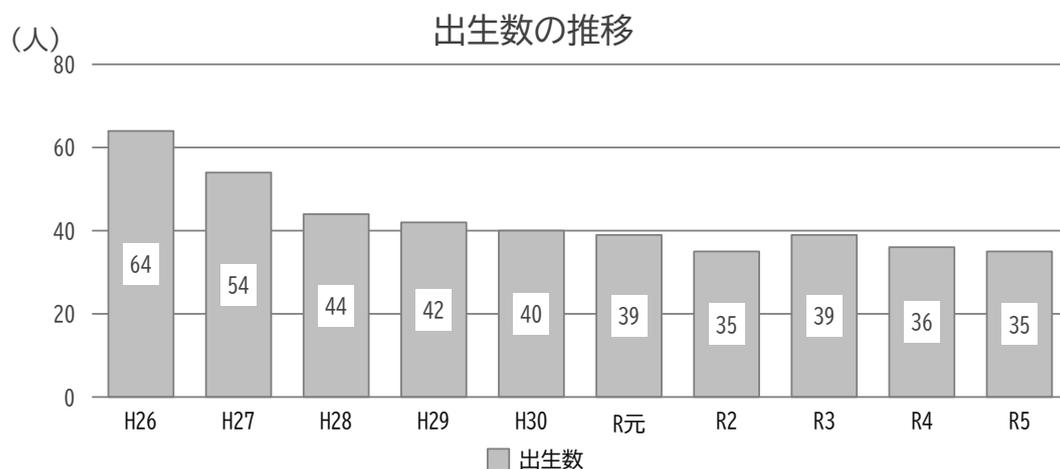
本町の人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比で比較すると、年少人口は、減少が続いているのに対し、生産年齢人口と高齢人口は横ばいで推移しています。高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）をみると、令和3年以降は45%前後で推移しています。



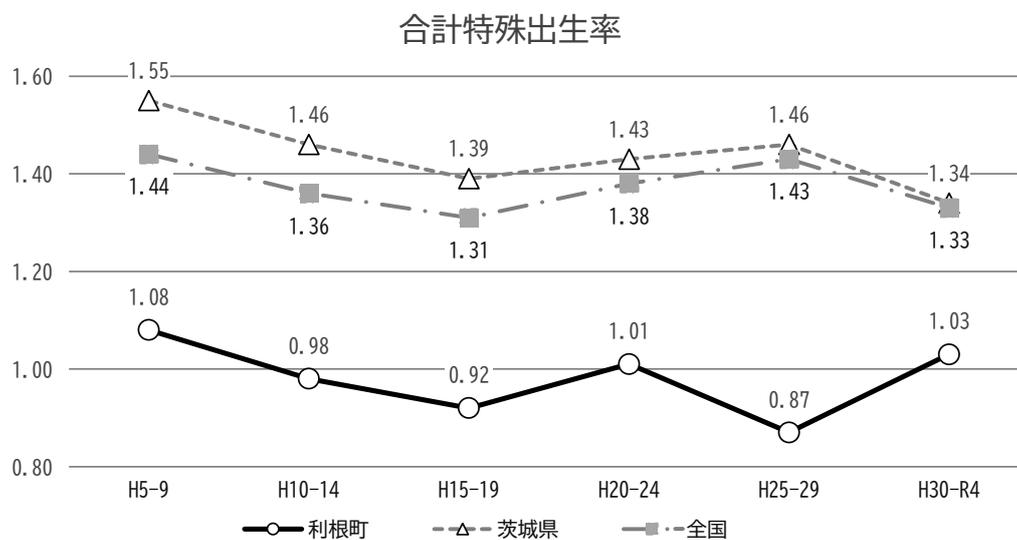
資料：国勢調査・茨城県常住人口調査（10月1日時点）

2. 出生数及び合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、平成28年以降40人程度で推移しています。
 また、合計特殊出生率⁸は、全国平均と比べ低く1.0前後で推移しています。



資料：茨城県常住人口調査



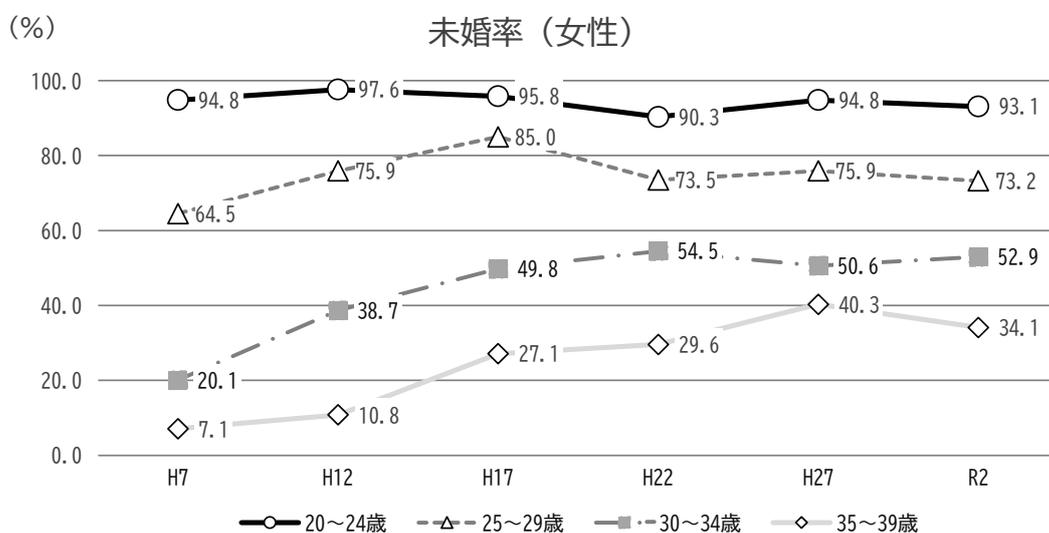
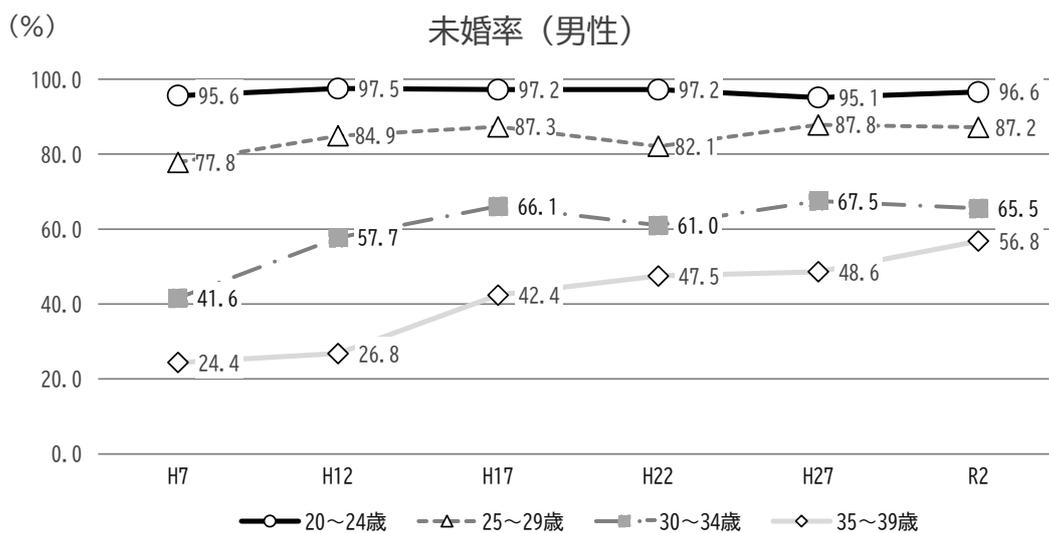
資料：人口動態統計特殊報告

⁸ 合計特殊出生率 1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計。(市町村単位では、年間の出生数等の標本サイズが小さいため、5年間での合計特殊出生率を示す。)

3. 未婚率の推移

本町の直近5年間の未婚率の推移をみると、男性の35～39歳で上昇、女性の35～39歳で低下しており、その他の区分では横ばいで推移しています。

また、女性より男性の未婚率が高くなっています。



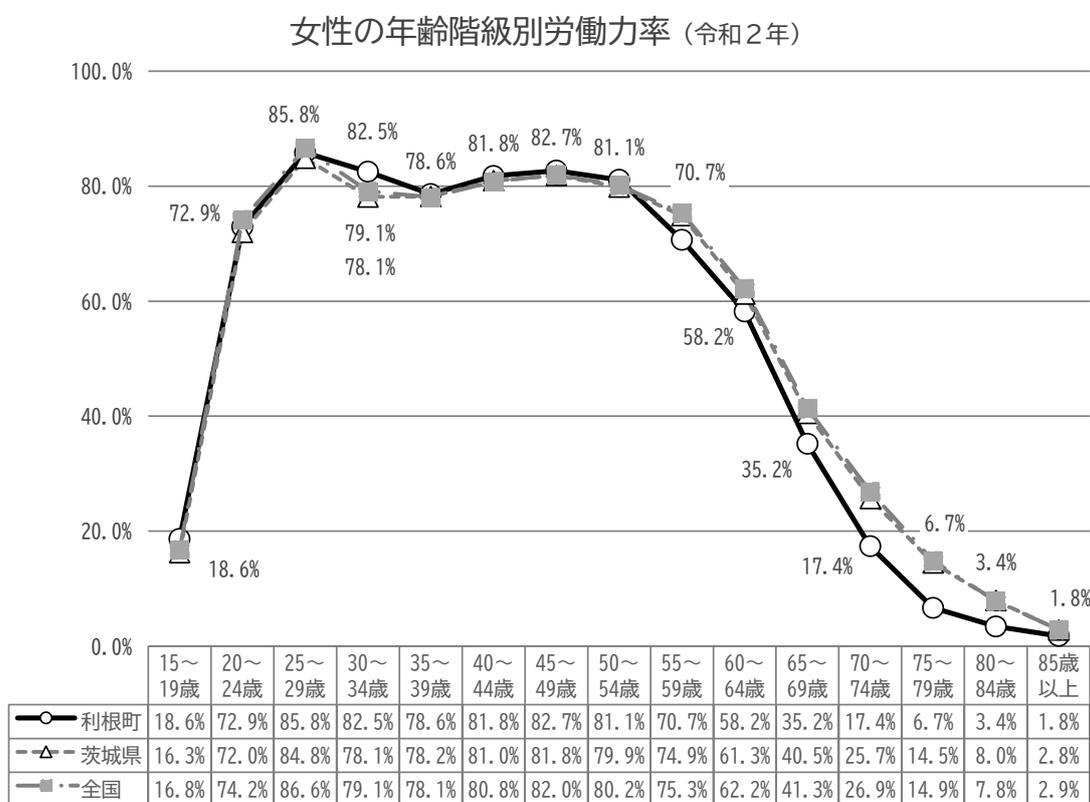
資料：国勢調査

4. 女性の年齢階級別労働力率

本町の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は41.3%で、全国平均の53.5%と比較して低い傾向にありますが、年齢階級別にみると、30～34歳においては全国や茨城県と比べても高くなっています。

しかし、全国と同様に30代女性の労働力率が前後の年代と比べると低い傾向にあることから、仕事と育児等の両立が進んでいないことが考えられます。

また、55歳以上、特に65歳～80歳にかけての女性の労働力率が全国と比べ低くなっています。



資料：国勢調査

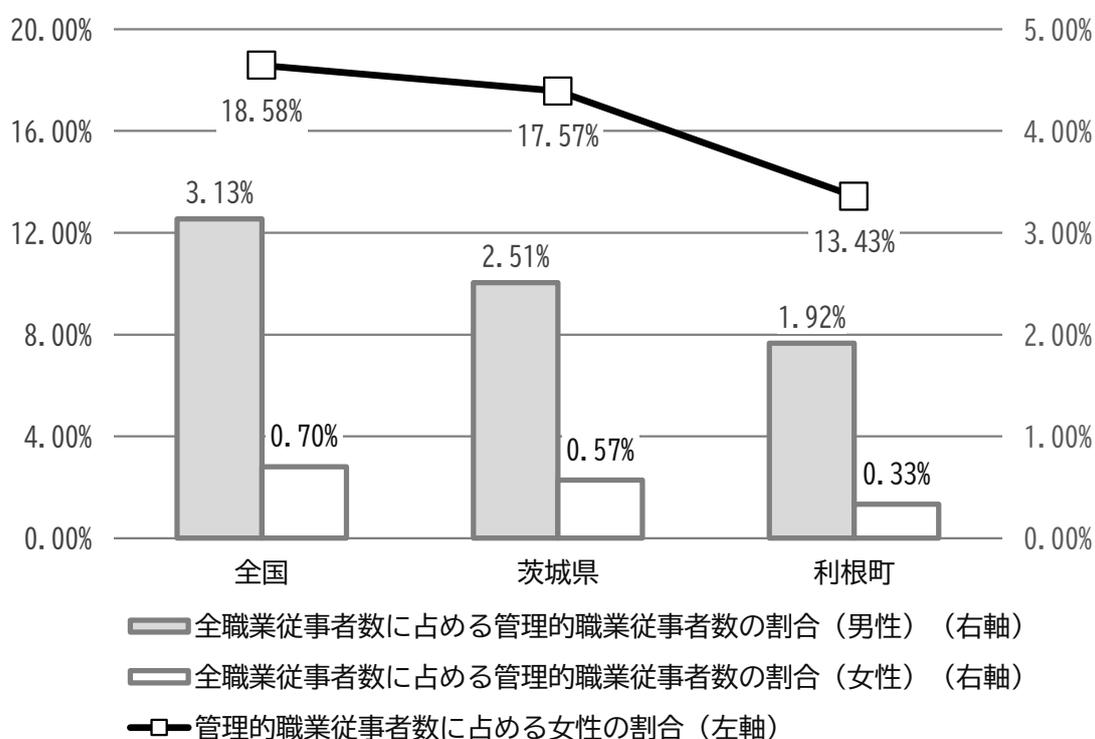
5. 女性の管理的職業従事者の割合

本町の管理的職業従事者に占める女性の割合は13.43%で、全国平均の18.58%、茨城県の17.57%と比較して、低くなっています。

また、本町の全職業従事者数に占める管理的職業従事者数の割合は、男女ともに全国・茨城県と比較して低くなっていますが、特に女性で0.33%と、全国(0.70%)の半分以下となっています。

これらのことから、女性の管理職登用が進んでいないことがわかります。

管理的職業への従事の状況 (令和2年)



資料：国勢調査



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のスローガン（基本理念）
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

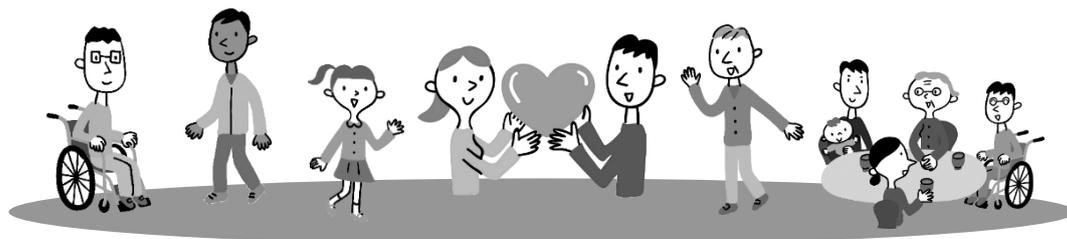
男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念が掲げられています。

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

そして、本町では男女で社会を支え、家庭・地域をともに担い、責任をもつ、男女共同参画社会の実現を目指し、第2次計画の基本理念（スローガン）を継承します。

基本理念（スローガン）

男女（みんな）の個性が輝き 思いやりでつながるまち とね



2. 計画の基本目標

本プランは、基本理念の実現に向けて、プランを推進するための基本的な方向性として、5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が互いの人権を尊重できる社会をつくるため、男女共同参画に関する意識の啓発や社会教育の推進を図ります。

また、次世代を担う子どもたちが、人権を尊重しあう人間関係を育成できるよう、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。



基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、児童虐待等、あらゆる暴力や人権侵害を許さない社会をつくるため、暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制、被害者に対する支援体制を整えます。

また、地域課題が多様化するとともに複合化している中で、女性や脆弱な状況にある人々において負担が一層集中し、困難な状況に陥っていることが社会問題となっています。こうした困難な状況を抱える方に対して、相談支援や福祉分野の施策の充実を通して、適切な支援の提供に努めます。



基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

男女がともに、社会のあらゆる分野に参画し、対等に関わりあい活躍できる社会の実現を目指すために、地域活動、防災・防犯・交通安全活動等へ男女がともに参加する意識の啓発と情報の提供に努めます。

また、審議会等への女性の登用を高め、女性の参加を促進するとともに、行政においても女性の職域拡大や男性の育児休業・介護休業等の取得を促進し、女性の職場での活躍及び男性の家庭への参加促進に努めます。



基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

男女共同参画社会を形成するうえで、男女がともに、生涯をつうじて健康に暮らし、生きがいをもって社会に参加することができるよう、健康保持・増進のための支援や相談体制を強化します。また、妊娠・出産・子育て期における母子の健康確保に取り組めます。



基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組めます

男女がともに、自らの意欲と能力をもって多様な生き方や働き方が選択できるよう、男女がともに家庭生活における役割を担うための意識啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。

また、労働に関する法律や制度に関する情報提供や就職・起業等に関する支援を行うとともに、本町の現状として管理的職業や農業分野において活躍する女性が少ないこと等を踏まえ、女性の活躍の場を広げるための取組を進めることで、職場における男女共同参画の推進を図ります。



3. 計画の体系

基本目標		施策	
1	男女共同参画の意識を広げます	1-1	男女共同参画に関する意識啓発の推進
		1-2	男女平等を推進する学校教育の推進
		1-3	男女共同参画を支える社会教育の充実
2	困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます 困難女性支援計画	2-1	暴力根絶に向けた意識づくり
		2-2	暴力の被害に対する支援体制の整備
		2-3	多様化する困難に対する支援体制の整備
		2-4	こころの健康づくり
		2-5	困難を抱える方への福祉支援
3	あらゆる分野において男女共同参画を進めます	3-1	行政分野における男女共同参画の推進
		3-2	地域活動における男女共同参画の推進
		3-3	防災・防犯・交通安全分野での男女共同参画の推進
4	男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます	4-1	健康保持・増進のための支援
		4-2	妊娠出産に関する健康支援
5	男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます 女性活躍推進計画	5-1	ワーク・ライフ・バランスの推進
		5-2	子育てを担う男女への支援
		5-3	働くことに関する情報の提供
		5-4	農業・商工業・科学技術分野における男女共同参画の推進

DV対策
基本計画

第4章 計画の内容

- 基本目標1 男女共同参画の意識を広げます
 - 基本目標2 困難な状況にある方への支援に
男女共同参画の視点から取り組みます
 - 基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を
進めます
 - 基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための
取組を進めます
 - 基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら
活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます
- 目標値の設定

第4章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識を広げます

施策1-1 男女共同参画に関する意識啓発の推進

現状・課題

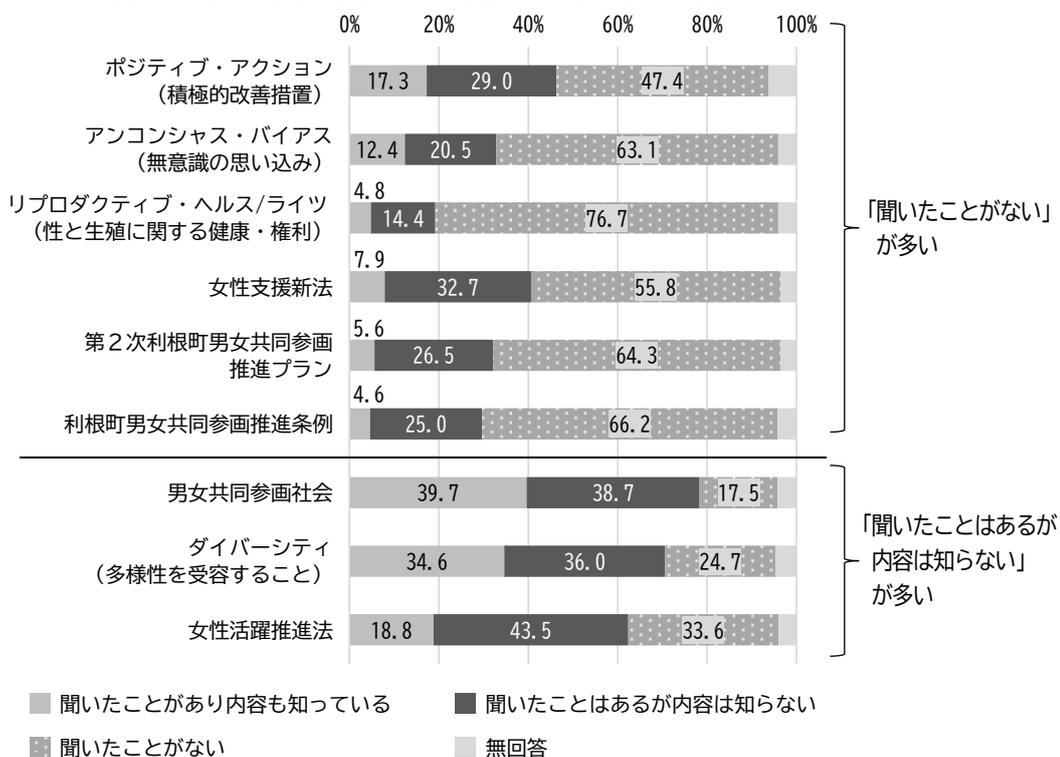


○「利根町男女共同参画推進プラン」「利根町男女共同参画条例」や、男女共同参画に関する意識を広げていくことが求められます。

アンケート調査の結果によると、「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」「女性支援新法」「第2次利根町男女共同参画推進プラン」「利根町男女共同参画推進条例」について、「聞いたことがない」が多くなっています。

また、「男女共同参画社会」「ダイバーシティ（多様性を受容すること）」「女性活躍推進法」については、「聞いたことはあるが内容は知らない」が多くなっています。

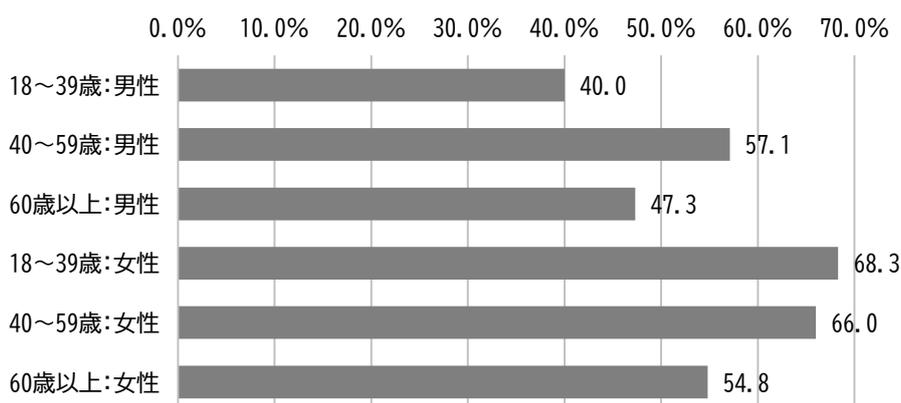
男女共同参画に関する用語や法律の認知度



○性別による固定的役割分担意識を解消し、意識の面で男女の地位を平等にするために取り組むことが求められます。

アンケート調査の結果によると、「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した割合は、特に男性で低くなっています。

「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した割合



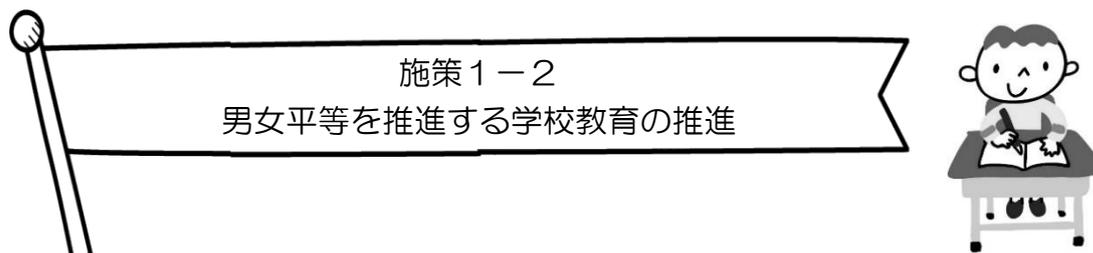
具体的取組

- ・男女共同参画関連の情報や各種研修会等の情報を積極的に発信し、男女共同参画に関する意識啓発に努めます。
- ・町民の男女共同参画に関する意識とその実態を把握し、施策に反映させるため、定期的に意識・実態調査を実施します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報の提供と普及啓発	男女共同参画に関連する情報や関連法令，国・県等が開催する各種セミナー等について，広報紙・町公式ホームページ・町公式SNS・イベント等で情報提供を行うことで，男女共同参画意識の啓発を図ります。	政策企画課
図書館活用による男女共同参画関係図書・資料の提供	図書館内の男女共同参画コーナーにて関連の図書やパンフレット，チラシ等を配置して情報を発信します。また，関連DVD等を館内で視聴できるよう設置し，男女共同参画の意識啓発を図ります。	生涯学習課
定期的な意識・実態調査の実施	5年ごとによる男女共同参画に関する意識・実態調査を実施します。	政策企画課

第4章 計画の内容

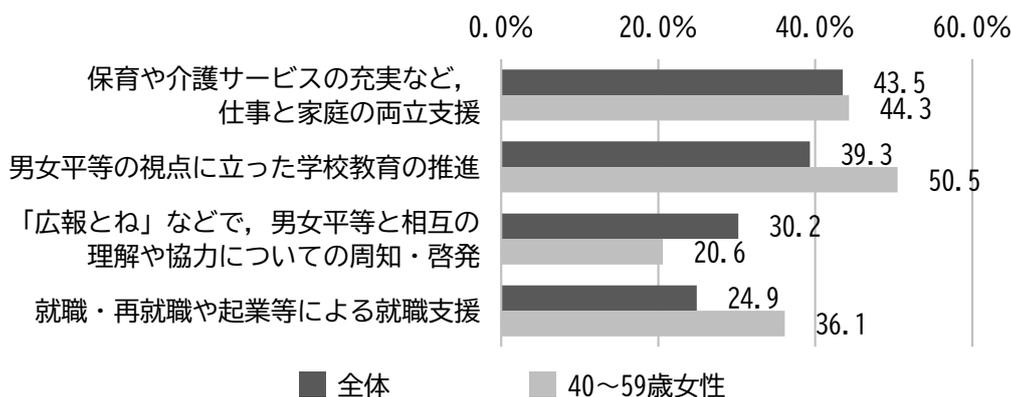
基本目標1 男女共同参画の意識を広げます



現状・課題 ○男女平等の視点に立った学校教育の推進に力を入れて取り組んでいくことが、町民から求められています。

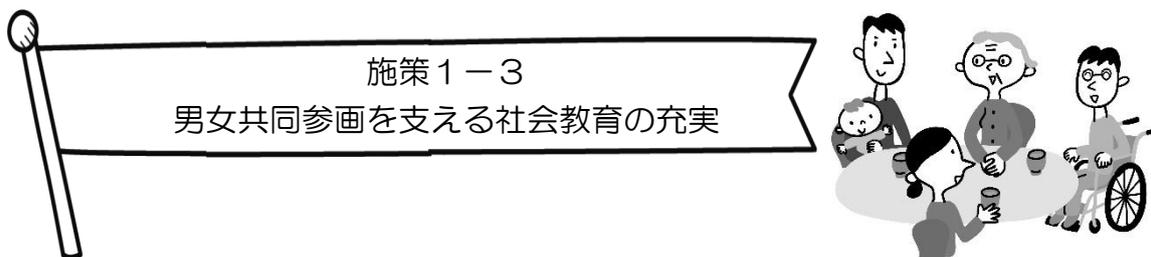
アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会の実現に向けて町が力を入れて取り組んでいくべきこととして、「男女平等の視点に立った学校教育の推進」が39.3%と2番目に多くなっています。また、40～59歳の女性においては50.5%と最も多くなっており、町民からの期待が大きい分野となっています。

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきだと思うこと



具体的取組 ・小中学校において男女共同参画に関する教育を推進するとともに、教職員への意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
人権教育の推進	人権について話し合う学習や人権に関する作品募集、クラスで人権標語を決定・発表する授業や、福祉施設との交流授業等、児童生徒の人権感覚や人権意識を高める学習の機会を提供します。	指導課
小中学校における適切な性に関する指導の実施	町内小中学校の保健体育等の授業において、健康や性に関する正しい知識を学習する機会を提供します。	指導課
教職員向け人権教育研修会の実施	人権教育指導についての共通理解を深めるとともに、指導力の向上を目指した研修を実施します。	指導課



現状・課題

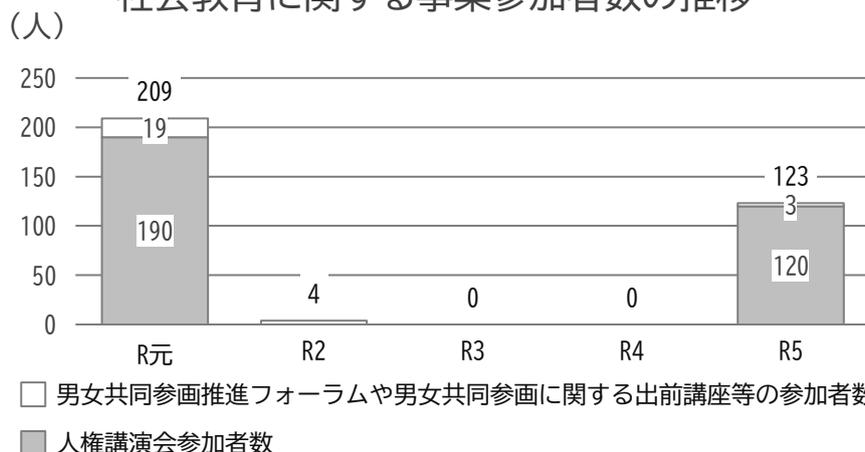
○コロナ禍で減少した男女共同参画に関する講座等の学習機会を増やしていくことが求められています。

本町では、人権問題講演会の開催や、男女共同参画に関する講座を出前講座のメニューに位置づけるなど、学習機会の確保に努めてきました。

一方で、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により事業を実施していなかった時期が長く、流行前の水準と比べて活動頻度や参加者数が少なくなっています。

町民のニーズを踏まえながら、活動を再開していくことが求められます。

社会教育に関する事業参加者数の推移



具体的取組

・男女共同参画に関する学習機会の充実を図るため、人権に関する講演会や講座等を実施し、町民の男女共同参画意識の醸成に努めます。

取組名	取組内容	担当課
人権に関する講演会の実施	人権に関する幅広い認識を深める機会となるよう、講演会等を開催し、町民が人権を尊重する意識の醸成を図ります。	福祉課
男女共同参画に関する出前講座の実施	茨城県と連携して、男女共同参画の意識啓発のための出前講座を実施します。	政策企画課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-1
暴力根絶に向けた意識づくり

現状・課題

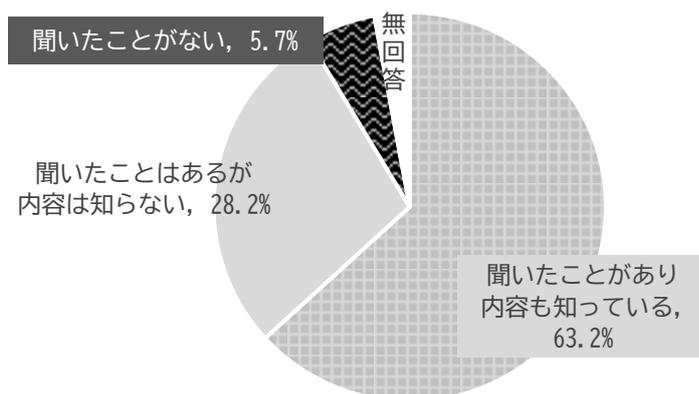


○「DV防止法」の内容は一定の周知が図られているものの、一層の浸透が求められます。

アンケート調査の結果によると、「DV防止法」について「聞いたことがあり内容も知っている」割合は町全体で63.2%と、一定の周知が図られています。

一方で、国の第5次男女共同参画基本計画の第5分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」においては、「暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせない」と基本認識されており、意識づくりをつうじてあらゆる暴力の根絶に向けて取り組むことが求められています。

「DV防止法」の認知度



具体的取組

- ・重大な人権侵害である家庭内暴力（DV）や児童虐待等のあらゆる暴力を未然に防ぐため、法制度の周知や暴力を許さない意識の浸透に向けた啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスの根絶及びストーカー防止に関する啓発	ドメスティック・バイオレンス（配偶者や恋人等の親密な関係者間での暴力）やストーカーは犯罪であるという意識の浸透を図るため、広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、啓発活動を行います。	福祉課 政策企画課
セクシュアル・ハラスメント根絶に関する啓発	職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する情報を町公式ホームページ等で提供し、根絶に向けた啓発活動を実施します。	政策企画課
児童虐待の防止等に関する啓発	子どもの人権や児童虐待防止に向けた啓発を行います。	子育て支援課

〇〇 コラム DVの特徴（広報とね 2024年2月号より抜粋） 〇〇



男女共同参画ってなあに？ Part 118
見えにくい被害～精神的な暴力について～

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことを指します。DVというと、殴る・蹴るといった「身体的暴力」をイメージすることが多いかもしれませんが、例えば…

- ・外出しようすると怒鳴る
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」とののしる
- ・人前でバカにする
- ・話しかけても無視する など

このような言葉や態度で相手を追い詰める行為（精神的暴力）によって、心身に有害な影響を与えることも「DV」です。

DVにはサイクルがある

あなたはパートナーを「暴力さえなければ、本当は優しい人」と思うことはありませんか。
DVには、一般的にサイクルがあるといわれています。



基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-2
暴力の被害に対する支援体制の整備

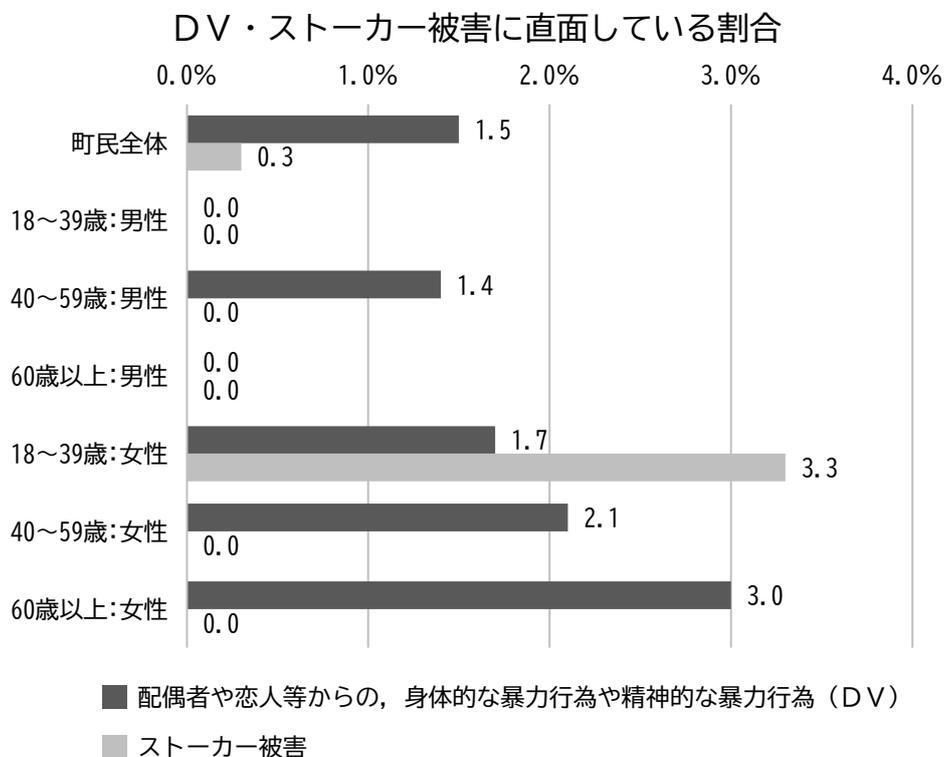
現状・課題



○DVに直面している割合は1.5%で、暴力の根絶に向けた取組と並行して暴力の被害に対する支援体制を整備することが求められます。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等からの、身体的な暴力行為や精神的な暴力行為（DV）に直面している割合は1.5%と根絶には至っておらず、多くが女性となっています。また、ストーカー被害に直面している割合は0.3%と全体では低いものの、18～39歳の女性に集中しています。

こうした暴力や、暴力につながる状況に直面する人を支援するための体制整備が求められます。



○被害者を一時的に保護する施設（シェルター）や相談窓口、自立支援の充実が求められています。

アンケート調査の結果によると、配偶者や恋人等のパートナーからの暴力防止や被害を受けた方を支援するために必要だと思う取組として、「被害者を一時的に保護する施設（シェルター）を増やす」「相談窓口を増やすなど相談しやすい条件整備をする」が全体で5割台と多くなっています。また、18～39歳の女性では「被害者に対する自立支援（子どもの教育、住宅の確保、就労支援等）を行う」が58.3%と最も多くなっています。

具体的取組

- ・あらゆる暴力の被害に対して、的確な相談ができるよう情報の収集に努め、被害者が安心して相談できるよう体制を整えます。また、茨城県等の被害者支援ネットワークにつなぐ等、被害者の安全を最優先に考えた支援に努めます。
- ・ドメスティック・バイオレンスの問題を抱えている家庭においては、児童虐待のリスクも高いことから、保健・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、児童虐待の防止や早期発見・早期対応を推進します。

取組名	取組内容	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する相談体制の強化	関係課との連携により相談窓口の体制強化を図るとともに、問題解決に向けた質の高い相談や情報提供ができるよう人材育成を図ります。また、被害者情報の漏えいに留意し、秘密を厳守します。	福祉課 政策企画課
ドメスティック・バイオレンス被害者への支援	茨城県等の関係機関との連携を強化することにより、緊急的・一時的な保護・支援を行います。また、加害者に対する被害者等の住民情報の閲覧制限等、被害者を守るための支援措置を行います。	福祉課 住民課
児童虐待の早期発見・早期対応	要保護児童対策地域協議会及び関係機関と連携しながら、虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努め、よりよい育児環境づくりを図ります。	子育て支援課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-3
多様化する困難に対する支援体制の整備

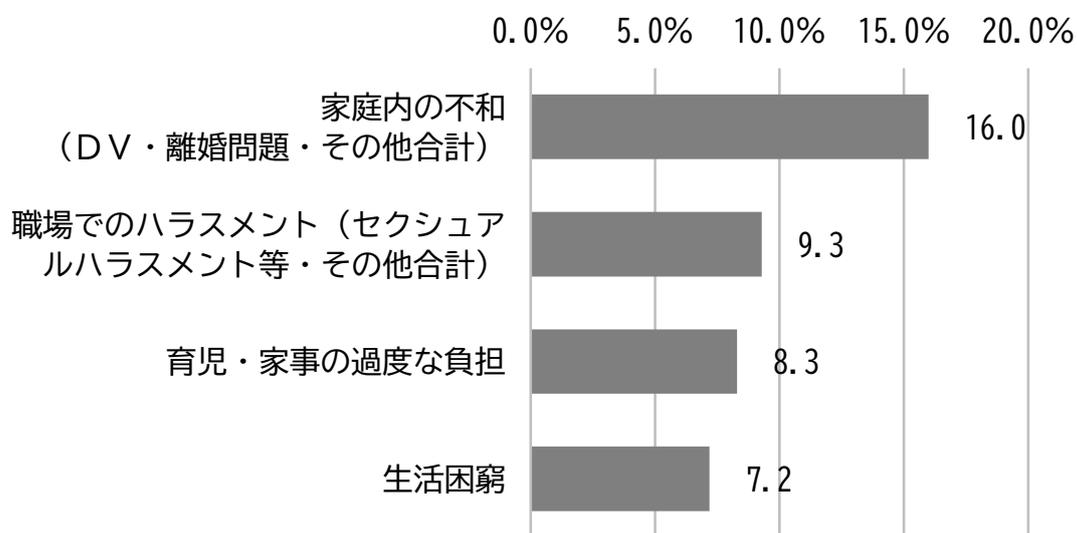
現状・課題



○社会課題が多様化する中で、相談窓口に関する周知を行いながら、支援体制の充実に努めることが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として、「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」はいずれも5%を超えており、これらの近年、社会問題となっている課題に対して、相談窓口に関する周知や支援体制の充実に努めることが求められています。

直面したことがある困難

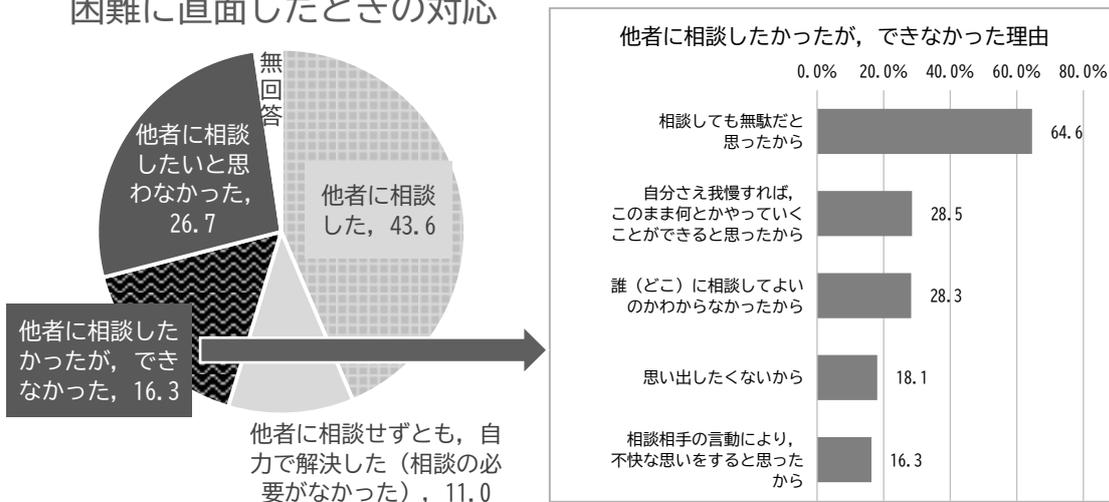


○困難な状況への対策として、相談支援に関する情報提供に取り組むことが求められます。

アンケート調査の結果によると、困難な状況に直面した時に「他者に相談しなかったが、できなかった」割合は、全体で16.3%となっています。

その理由として、「相談しても無駄だと思ったから」が64.6%、「誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから」「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」が約3割となっており、相談支援に関する情報提供が求められています。

困難に直面したときの対応



具体的取組

・社会課題が多様化し、特に女性において深刻化しやすい家庭や社会の問題がみられる中で、相談支援を充実させ、人権や多様性が尊重される町の実現に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
無料法律相談の実施	予約制により弁護士による相談を行います。	福祉課
人権相談の実施	人権問題等で困っている方を対象に相談窓口を開設し、人権擁護委員による人権相談を行います。	住民課
相談窓口の周知	茨城県で実施している、家庭の不和や人間関係等の相談支援及び、ダイバーシティに関する様々な心の悩みごとの相談支援に関する周知を行います。	政策企画課
性の多様性に関する啓発	LGBTQ等、性の多様性・ダイバーシティに関する理解を促進するための情報提供や啓発を行います。	政策企画課 福祉課
外国人への情報提供の充実	外国人住民の利便性の向上を目的として、外国語版町公式ホームページを充実させ、生活や防災情報等を提供します。	総務課 生涯学習課
国際交流に関する活動支援	ボランティア団体の支援等をつうじて、地域における国際交流や文化の相互理解を促進し、外国人住民と共生する地域づくりを進めます。	生涯学習課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-4
こころの健康づくり

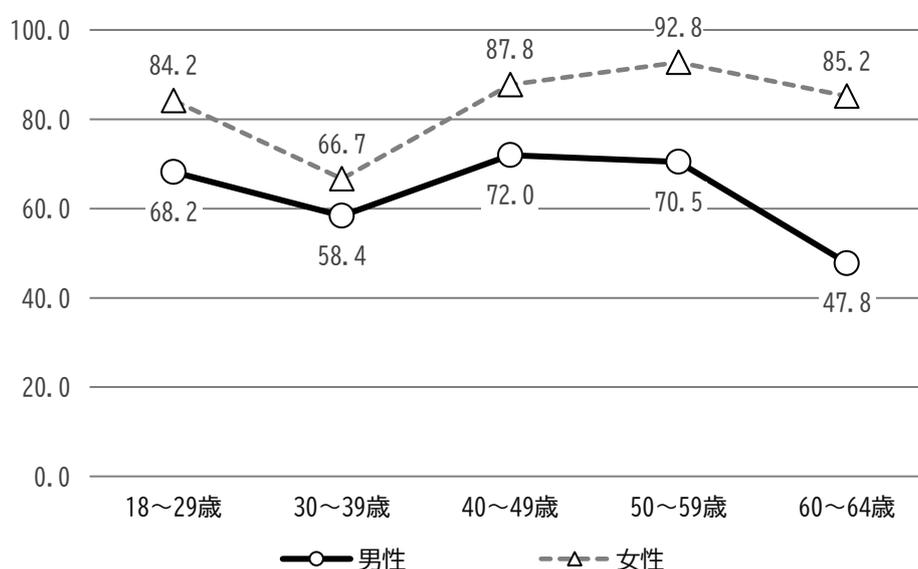
現状・課題



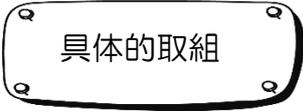
○男女共同参画の視点をもちながら、こころの健康づくりに取り組んでいくことが求められています。

アンケート調査（※健康とね21の策定に向けたアンケート・令和6年）の結果によると、不満・悩み・ストレスなどを感じている割合は、特に女性で高くなっており、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点から、こころの健康づくりや十分な休養の確保に向けた取組を進めていくことが求められています。

不満・悩み・ストレスなどを感じている割合



また、全国の小中高生の自殺者数は、平成28（2016）年以前は300人程度で推移していたところ、近年は増加傾向が続いており、令和5（2023）年は513人となっています（資料：厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課「令和5年中における自殺の状況」）。学校においても不安をかかえる児童生徒へのケアに努めていくことが求められています。


 具体的取組

- ・不安や悩みに対する相談体制，精神面のケアを充実するとともに，啓発活動を行うことで，こころの健康づくりや自殺対策を推進します。

取組名	取組内容	担当課
こころの健康づくりの推進	精神保健相談やこころの健康づくり講演会を実施します。また，自殺予防を目的としたゲートキーパー研修会の実施やこころの健康づくりカレンダーの作成及びメンタルヘルスチェック「こころの体温計」の活用を推進します。	保健福祉センター
児童生徒の教育相談の実施	教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し，不安や悩みをもつ児童生徒の心のケアを図ります。	指導課

基本目標2 困難な状況にある方への支援に男女共同参画の視点から取り組みます

施策2-5
困難を抱える方への福祉支援

現状・課題

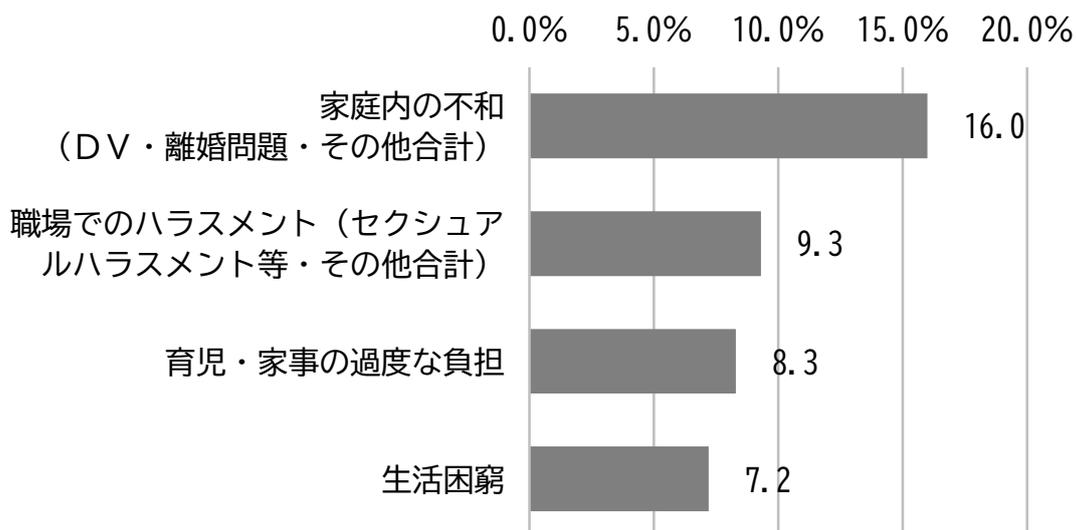


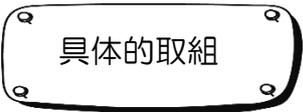
○町民が抱える課題が多様化するなかで、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

アンケート調査の結果によると、直面したことがある困難として「育児・家事の過度な負担」「生活困窮」「家庭内の不和」「職場でのハラスメント」が挙げられていますが、これらの課題の解決や、被害者の支援にあたっては福祉的な支援が必要になるケースも多いと考えられます。

多様化する困難に対して、男女共同参画の視点をもって福祉分野の施策に取り組むことが求められています。

直面したことがある困難（再掲）



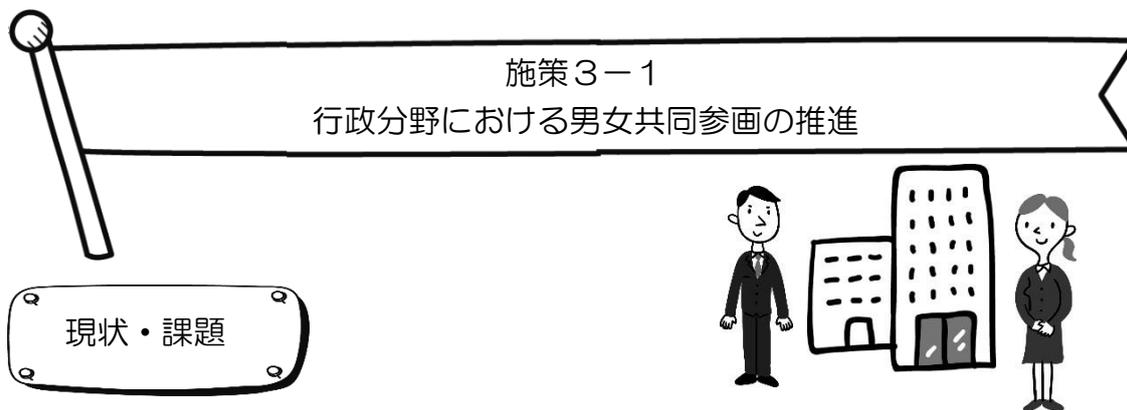

 具体的取組

- ・高齢福祉，障がい福祉，地域福祉等，困難な状況に対応するための福祉分野の施策を，男女共同参画の視点をもって取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
障がい者への相談体制の充実	障がい者が家庭や地域社会の中で安心して生活できるよう，窓口や地域活動支援センターにおける相談支援のほか，身体障害者相談員や知的障害者相談員等によるピアカウンセリングを実施します。 また，福祉サービス利用者全員に利用計画書を作成し，安心して福祉サービスが受けられる体制を整えます。	福祉課
自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	町内小中学校に通う特別な支援を必要とする児童生徒に対し，サポートを行う特別支援教育支援員を配置することにより，個々の特別な支援を必要とする児童生徒に応じた適切な教育を実施します。	指導課
介護家族への支援	介護者の身体的・精神的負担を軽減できるよう「介護者のつどい」や介護講演会を実施するとともに，徘徊高齢者家族支援サービスによる支援を行うことで，介護と就労・家庭生活との両立を図ります。	福祉課
生活困窮者の相談窓口の設置	生活困窮者が，自立した生活ができるよう利根町社会福祉協議会に相談窓口を設置し，相談内容に応じた各種支援につなげます。	福祉課
児童扶養手当・ひとり親家庭への支援制度に関する情報提供	ひとり親家庭に対し，経済的負担の軽減を図るため，児童扶養手当や各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
要・準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由により利根町立小中学校での教育費の負担が困難な保護者に対し補助を行います。	学校教育課
ひとり親家庭への医療費の助成	ひとり親家庭の母子又は父子の方を対象に，所得が基準額以下の場合に，子が18歳になる年度の末日まで（重度障がいの場合及び高校在学の場合は子が20歳になる年度の末日まで）医療費の一部を助成します。	保険年金課

第4章 計画の内容

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

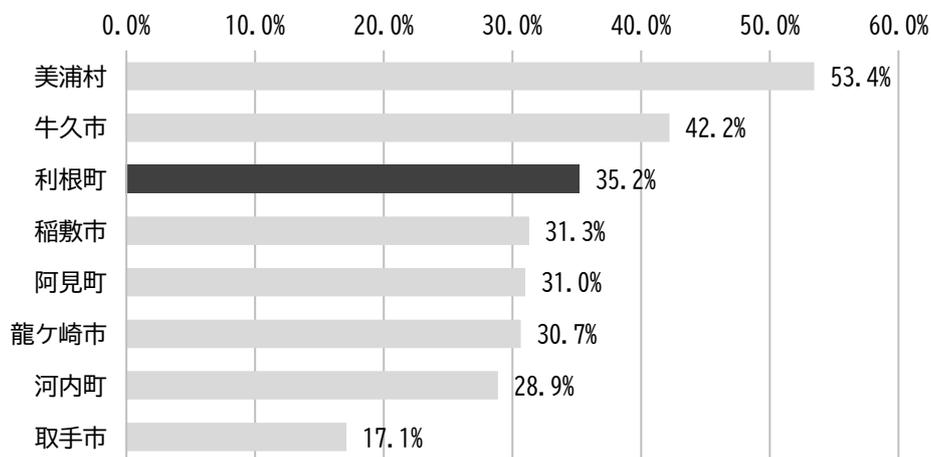


○役場における男女共同参画に関する指標では低いものもみられ、引き続き誰もが活躍できる職場づくりに取り組んでいくことが求められます。

町の係長相当職以上に占める女性の割合は、35.2%となっており、近隣市町村の中では比較的高い水準にあります。

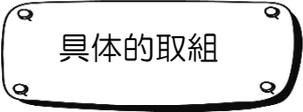
一方で、管理職における女性の割合や男性公務員の育児休業取得率は、母数が小さいものの近隣市町村より低い年も多く、役場における男女共同参画を引き続き進めていくことが求められます。

係長相当職以上に占める女性の割合
(令和5年4月1日時点)



資料：内閣府

地方公共団体における男女共同参画社会の
形成又は女性に関する施策の推進状況


 具体的取組

- ・ 附属機関等としての審議会等への女性の参画と女性職員の職域の拡大を図ります。
- ・ 男女がともに働きやすい職場となるよう職員への男女共同参画意識の啓発や育児休業・介護休業の取得促進に努めます。

取組名	取組内容	担当課
審議会等女性委員の積極的な登用	審議会等の政策・方針決定の場へ女性の参加を拡大するため、各種審議会等における女性委員構成割合の引き上げを図ります。	政策企画課 関係各課
女性職員の職域の拡大	男女ともに能力に応じた適正な評価による、管理職への登用を図るほか、技術職等、幅広い分野に女性を配置します。	総務課
職員への男女共同参画意識啓発	職員が男女共同参画の視点をもって事業に取り組めるよう、意識改革を図ります。	政策企画課
男性職員の育児休業・介護休業等取得促進	全庁的に育児・介護休業等の制度の周知を図るとともに、対象となる職員への働きかけを行い、男性職員の育児・介護休業等の取得を促進します。	総務課
職員におけるハラスメント根絶に向けた取組の実施	職員に対し、セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント根絶のための意識啓発を行います。また、相談窓口を設置します。	総務課

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます

施策3-2
地域活動における男女共同参画の推進

現状・課題

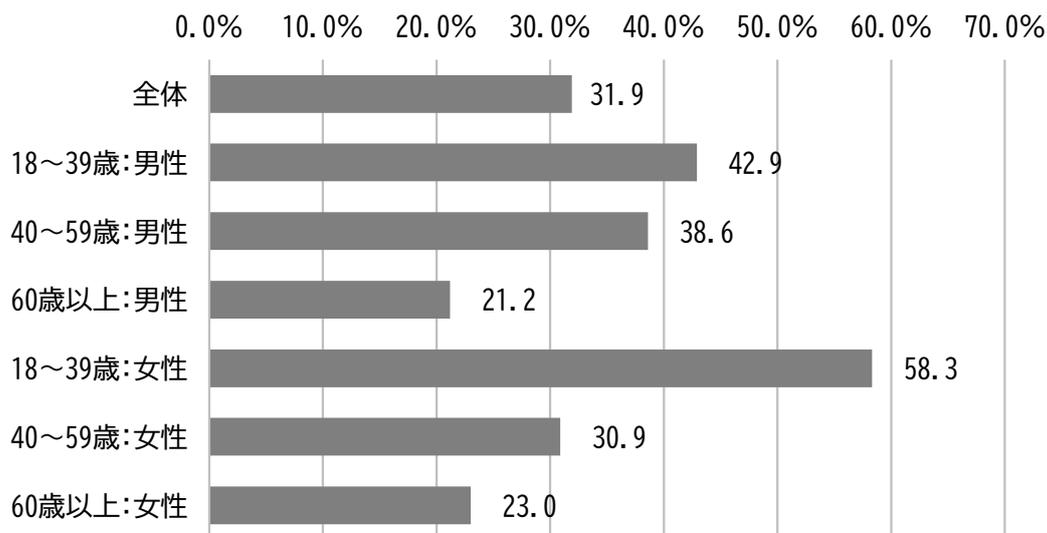


○地域活動に参加していない割合は男女ともに若い層で高く、ワーク・ライフ・バランスを確保しつつ地域活動への参加を促進していくことが求められています。

アンケート調査の結果によると、自治会・趣味やサークル等の地域活動について、「いずれも参加していない」と答えた割合は、全体で31.9%となっているのに対して、18~39歳の男性で42.9%、同年代の女性で58.3%と、若年層で地域活動への参加が少なくなっています。

地域活動に参加してみたいと思わない理由について、18~39歳では「仕事・学業・家事等が忙しいから」が特に多くなっており、仕事や家庭生活と両立しながら地域活動に参加しやすくするための取組が求められています。

地域活動に「いずれも参加していない」割合

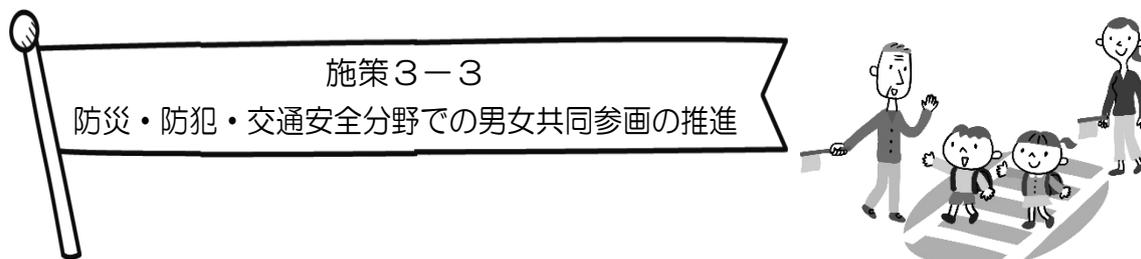



 具体的取組

- ・地域社会活動に対する理解が深まり，子どもから高齢者まで幅広い世代の町民が参加できるよう，情報提供や参加を促す意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
住民自治組織における男女共同参画意識の啓発	区長会の会議等において意識啓発や研修会等の情報提供を行い，住民自治組織活動における男女共同参画意識の醸成を図ります。また，区長等の推薦時に，女性の区長や班長を推薦していただけるよう啓発を行います。	総務課
大学連携事業による地域の活性化	日本ウェルネススポーツ大学の学生や教授等のもつ専門知識を活用し，地域住民や子どもたちとのスポーツや健康づくり等をつうじた交流を図ります。	政策企画課 関係各課
男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	男性・女性それぞれにとって興味をもちやすい内容の講座の開催や，働く男女が参加しやすい土・日曜日，夜間における講座の開催，ふれあい楽集バンク事業の推進等を通して，男女がともに学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
男女（みんな）の参加による美化活動の推進	クリーン作戦，霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦等の地域活動に参加することで，環境美化とともに町民相互の交流を図ります。	生活環境課
地域活動における固定的役割分担意識解消の啓発	性別による固定的役割分担意識の解消を図り，男女ともに地域活動への積極的な参加を促進するための啓発を行います。	政策企画課

基本目標3 あらゆる分野において男女共同参画を進めます



現状・課題

○防災・防犯・交通安全の各分野において、男女がともに力を発揮し、安心できる環境づくりが求められています。

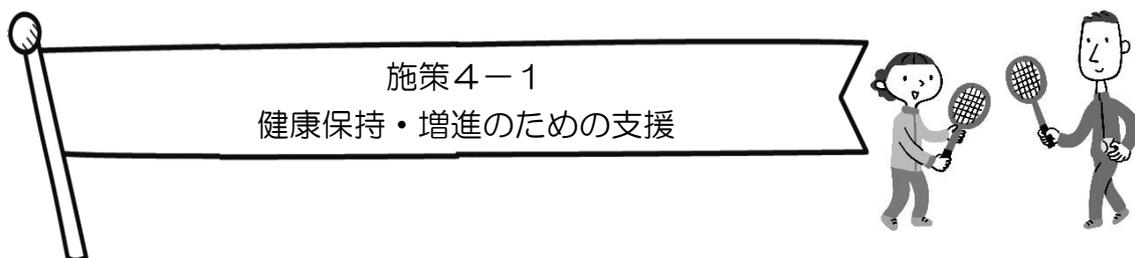
近年、自然災害による被害の激甚化や地域の防犯・交通安全活動の担い手の減少等の社会課題が全国的に発生している中で、本町においても安心して暮らせる地域づくりに向けて男女が協力しながら取り組んでいくことが求められています。

具体的取組

- ・男女がともに防災・防犯・交通安全活動に参加することで、安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・災害時における対応にあたって女性の視点を取り入れ、様々な人々に配慮した防災体制を整えます。

取組名	取組内容	担当課
女性防災士の育成及び活動の推進	災害時のきめ細やかな対応や、女性目線での発想等を、平時や災害時に発揮してもらうためにも、地域防災リーダーとして期待される女性防災士の育成に取り組みます。	防災危機管理課
地域の防災活動への女性の積極的な参加促進	女性や乳幼児にも配慮した避難対策が講じられるよう、自主防災組織や住民自治組織への女性の積極的な参加促進を図ります。	防災危機管理課
男女（みんな）の参加による防犯活動の推進	男女がともに能力を活かしながら防犯活動に取り組めるよう、積極的な町民の参加を促します。	防災危機管理課
交通安全教育の実施	交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会、利根町ネットワーク協議会が連携し、男女それぞれの視点から交通安全の啓発を行います。	防災危機管理課

基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

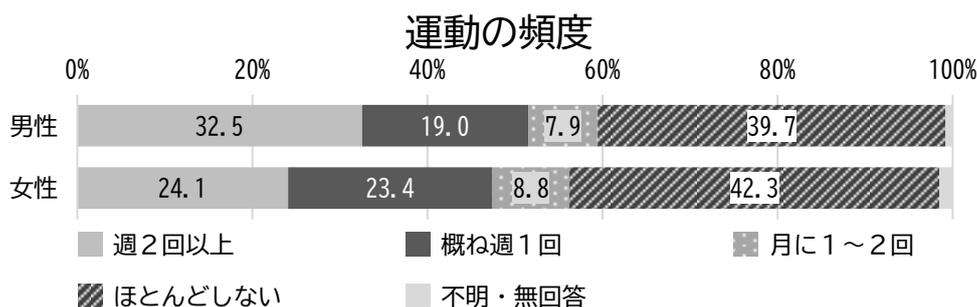


現状・課題

○健康づくりの習慣を一層広げていくことが求められています。

アンケート調査（※健康とね21の策定に向けたアンケート・令和6年）の結果によると、30分以上の運動を、概ね週1回以上取り入れている割合は、男女ともに約5割となっています。

また、運動を「ほとんどしない」理由としては、「時間がない」が48.6%と最も多く、次いで「必要性を感じているがやる気がでない」が27.0%となっており、無理なく始められる運動の機会づくりが求められています。



具体的取組

・男女が自らの健康保持のために、積極的に体力向上等の活動に取り組めるよう支援します。

取組名	取組内容	担当課
スポーツ振興と推進体制の充実	地域に根ざしたスポーツを推進するため、スポーツ協会やスポーツ少年団を支援します。また、地域のスポーツの発展に寄与することを目的に、スポーツ推進委員等に、多様なスポーツの指導者を委嘱することにより推進体制の一層の充実を図ります。	生涯学習課
スポーツイベントの開催	町民の健康増進及び交流機会の提供を目的とした、誰もが気軽に参加できるスポーツの祭典として町民運動会を実施します。また、スポーツをつうじた健康増進と、近隣地域とのコミュニケーションを図るためにウォーキング大会や駅伝大会を実施します。	生涯学習課

第4章 計画の内容

基本目標4 男女がともに健康で健やかに過ごすための取組を進めます

施策4-2 妊娠出産に関する健康支援

現状・課題

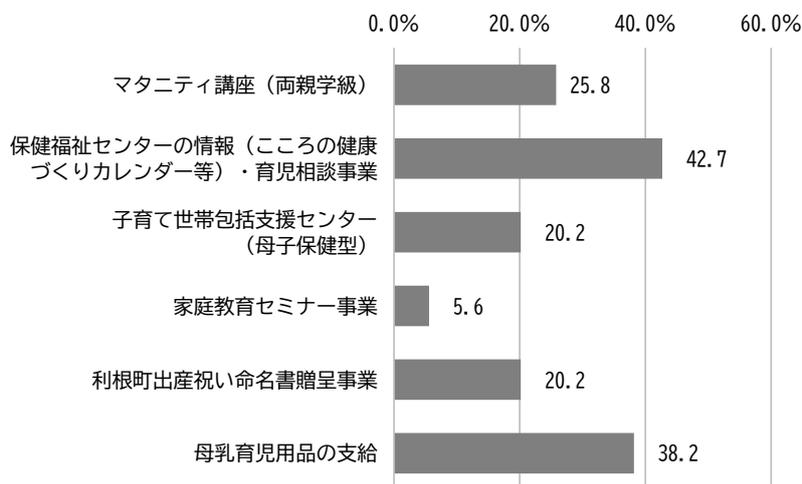


○母子保健や出産期における健康保持に関する事業について、利用率が低いものもみられ、一層の情報提供が求められています。

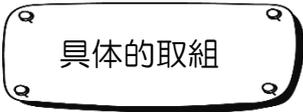
アンケート調査（※第3期利根町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査・令和5年度）の結果によると、未就学児保護者のうち「マタニティ講座」「子育て世帯包括支援センター（母子保健型）」を利用したことがある割合はいずれも2割台、「保健福祉センターの情報・育児相談事業」を利用したことがある割合は約4割となっています。

誰もが切れ目のない支援を受けられるよう、情報提供に取り組むことで利用率を一層向上させることが求められます。

各事業を利用したことがある保護者の割合



※「子育て世帯包括支援センター（母子保健型）」は調査実施時点（令和5年度）の名称であり、令和6年度よりこども家庭センターとして運営しています。


 具体的取組

- ・妊娠出産に関する知識の普及や母子・乳幼児の健康管理の向上を図るための支援に努めます。

取組名	取組内容	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで一貫して、健康状態等を記録する手帳を交付します。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の生活についての相談や必要なサービスの紹介をします。	子育て支援課
妊産婦への医療費の助成	妊産婦の方を対象に、妊娠届出をした（母子手帳交付を受けた）月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成します。	保険年金課
妊産婦健康診査及び妊産婦保健指導の実施	女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を不安なく過ごせるよう、妊娠中に必要な健康診査の費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診を促します。また、妊産婦やその家族に対し、妊娠出産の悩みについて相談に応じたり、保健指導、家庭訪問等を行います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医療機関と連携をとり支援を開始します。	子育て支援課
マタニティスクール（両親学級）の実施	妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識の普及や実技体験を通して、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	子育て支援課
新生児訪問の実施	新生児とその親に対して、成長・発達の確認や育児等について訪問指導を行います。	子育て支援課
乳幼児健康診査・乳幼児訪問指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導を行います。	子育て支援課
こども家庭センターの運営	母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行うために、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援を行います。	子育て支援課
不育症治療費の助成	不育症検査や治療を受けた夫婦に費用の一部助成を行います。	子育て支援課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

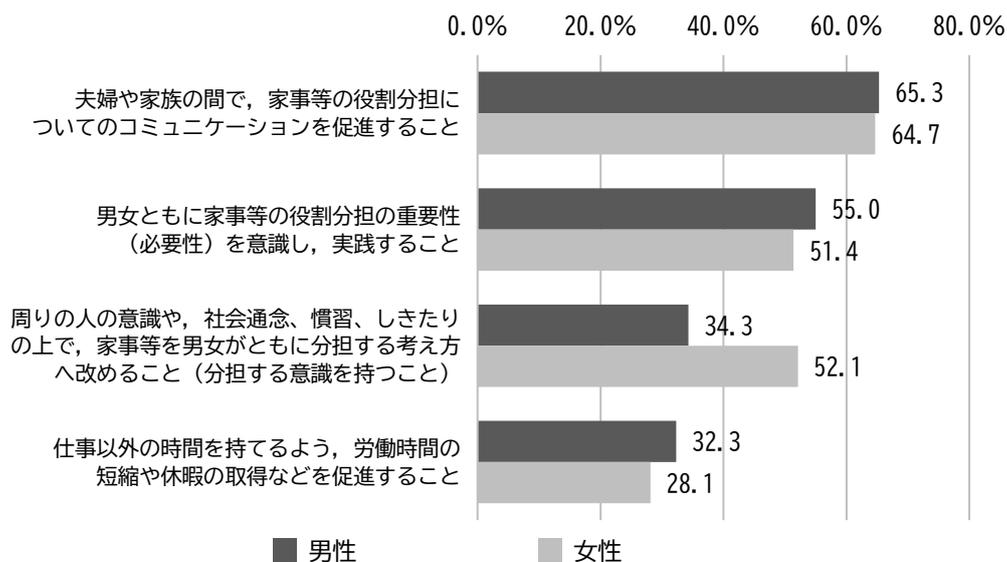


○家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために、コミュニケーションの促進とともに、社会全体における意識醸成が求められます。

アンケート調査の結果によると、家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこととして、「夫婦や家族の間で、家事等の役割分担についてのコミュニケーションを促進すること」「男女ともに家事等の役割分担の重要性を意識し、実践すること」が男女ともに多くなっています。

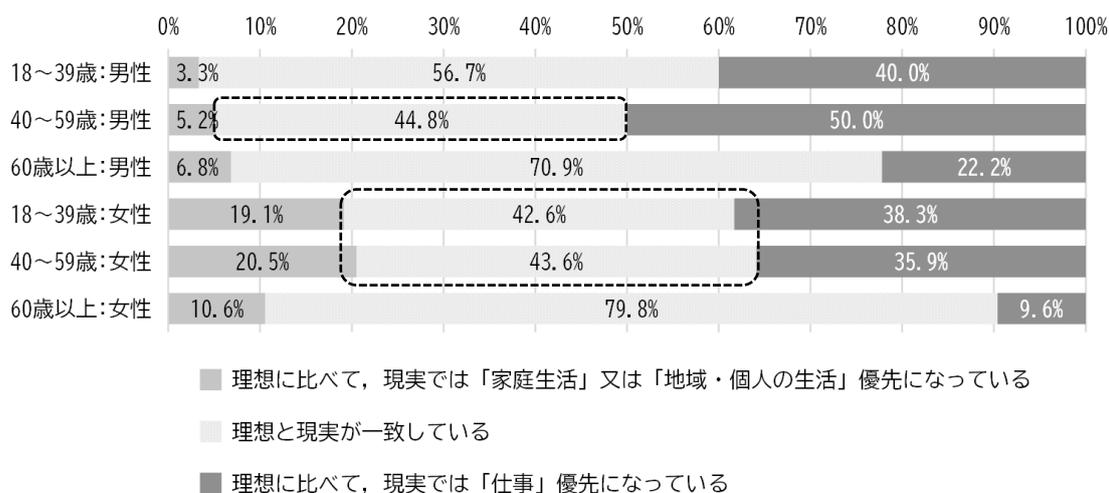
また、男性では「仕事以外の時間をもてるよう、労働時間の短縮や休暇の取得などを促進すること」、女性では「周りの人の意識や、社会通念、慣習、しきたりの上で、家事等を男女がともに分担する考え方へ改めること」も多くなっています。

家庭で男女がともに役割を分担しながら生活していくために必要なこと



○「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想を比べると、今後、「家庭又は地域・個人の生活」をさらに優先したいという回答が多くなっています。

アンケート調査の結果によると、「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想が一致している割合は、39歳以下の女性と、40～59歳の男女では、4割台にとどまっています。



具体的取組

・町民がやりがいや充実感をもって働き、健康的でゆとりのある生活を送るためには、仕事と生活の調和が必要なこと、また、仕事と生活の調和を実現するための、仕事優先の働き方の見直しや男性が家事や子育て等へ積極的に参加することへの必要性について、意識啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの推進	広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、ワーク・ライフ・バランスについての考え方や、国や地方自治体、企業等の取組を紹介し、啓発活動を行います。	政策企画課
育児・介護休業制度の周知	町民・事業者に対し、育児・介護休業制度を周知し、取得の促進を図ります。	政策企画課
家庭生活における固定的役割分担意識解消の啓発	性別による固定的役割分担意識の解消を図り、男女ともに家庭生活への積極的な参加を促進するための啓発を行います。	政策企画課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-2 子育てを担う男女への支援

現状・課題

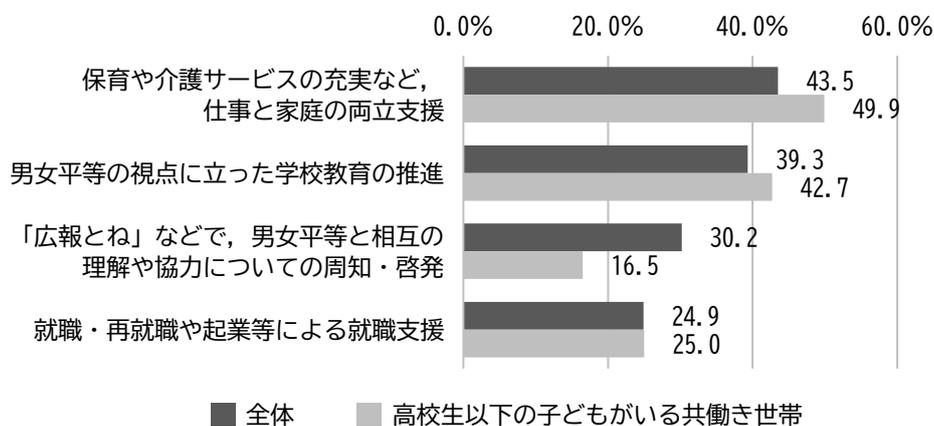


○男女共同参画社会の実現に向けて、子育て世帯のニーズに応えた支援が求められます。

アンケート調査の結果によると、男女共同参画社会の実現に向けて、今後、町が特に力を入れていくべきこととして、高校生以下の子どもがいる共働き世帯では、「保育や介護サービスの充実など、仕事と家庭の両立支援」が49.9%と最も多くなっています。

男女共同参画社会の実現に向けて、子育て世帯のニーズに応えた支援体制の充実が求められます。

男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきだと思うこと



具体的取組

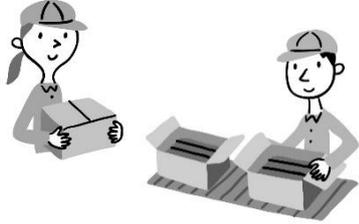
- ・子育て家庭を対象に、子育てに関する相談や情報交換等の交流の場を提供する等、総合的な支援に努めます。
- ・仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが安全に健やかに育つ環境整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
子育て支援情報の周知	子育て関連の情報を町公式ホームページにおいて一元的に提供します。また、年度ごとに子育て支援制度の情報に特化したガイドブックの作成・配布を行います。	子育て支援課 関係各課
育児相談の実施	乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。(育児相談・わいわいサロン・4～5ヶ月児相談・7～8ヶ月児相談等)	子育て支援課
親子発達相談の実	未就学児を対象として、心身の発達に遅れがある子どもの成長を促すため、個別の療育指導を行います。	子育て支援課
ブックスタート事業の推進	乳幼児期から絵本に親しむことにより豊かな心を育むとともに、親子のコミュニケーションを図ります。4～5ヶ月児相談の際に絵本の読み聞かせとファーストブックを贈ります。	生涯学習課
とね子育て支援センターの運営	とね子育て支援センター(文間保育園内)にて子育て家庭を対象に、交流の場の提供や育児相談、子育てサークルの育成支援等を行います。	子育て支援課
家庭教育セミナーの実施	小中学校児童生徒の保護者を対象に家庭教育セミナーを開設し、講話・移動学習・栄養学習・健康体操等を実施します。	生涯学習課
ふれあい体験教室の開催	親子での体験活動を通して絆を深めるとともに、家庭における教育力を高めるための支援をします。また、参加者間における交流、情報交換の機会を提供します。	生涯学習課
わくわく体験教室の開催	自主性、協調性をもった子どもを育てることを目的として、自然体験活動の機会を提供します。	生涯学習課
子どもへの医療費の助成	出生の日から高校生相当年齢(18歳になる年度の末日まで)の子どもに対し、所得制限を設けず、医療費をすべて助成します。	保険年金課
子育て短期支援事業の推進	保護者の病気等の理由により、家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童を、一定期間養育又は保護を行います。	子育て支援課
多様な保育事業の充実	子育て中の保護者が安心して働けるよう、低年齢児、障がい児保育、延長保育、一時預かり、病児保育等の、保護者の就労形態の多様化に対応した多様な保育事業の充実を図ります。	子育て支援課
児童クラブの推進	就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、専用施設や学校の空き教室等で放課後児童支援員を配置して適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-3
働くことに関する情報の提供

現状・課題



○職場における男女共同参画の実現に向けて、意識啓発や情報提供等に取り組んでいくことが求められています。

男女共同参画社会の実現に向けては、就職にあたっての支援だけでなく、就職した後も性別にかかわらず個性や能力を発揮し、安心して働き続けられる環境づくりが不可欠です。

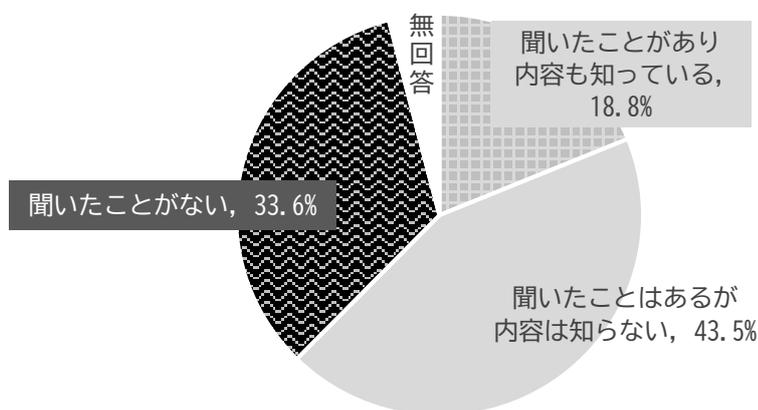
アンケート調査の結果によると、こうした環境づくりを進めるための法律である「女性活躍推進法」を内容まで知っている割合は18.9%となっています。

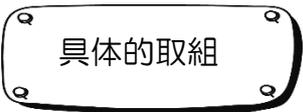
また、男女共同参画社会の実現に向けて、今後、町が特に力を入れていくこととして、「就職・再就職や起業等による就職支援」は、18~39歳・40~59歳の男女別各区分で3~4割程度となっており、各区分において第2~4位と、ニーズが比較的高い分野となっています。

あわせて、国勢調査によると、利根町においては管理的職業に就く女性が少ない傾向にあります。

これらを踏まえて、男女が職業生活において一層活躍の場を広げるために、就職に関することやスキルアップ（職業能力開発等）に関する情報提供取り組むことが求められます。

「女性活躍推進法」の認知度




 具体的取組

- ・労働に関する法律や制度等の周知啓発に努め、職場における性別による固定的役割分担意識を改善するための啓発を行うとともに、就職・再就職や起業、スキルアップ等に向けた情報提供に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画や労働に関する制度・法令の町民への周知	広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、女性活躍推進法等の法令について、情報提供を行います。	政策企画課
就労に関する法律・制度の周知	男女雇用機会均等法やパートタイム労働法、女性活躍推進法等、事業者に向けて、男女が働くことと密接に関わる法律や制度の周知を図ります。	まち未来創造課
就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職・再就職のための情報を提供します。	まち未来創造課
女性の再就職・起業に関する研修・講座情報の提供	茨城県等が主催する再就職や起業に関する講座・研修等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	まち未来創造課
スキルアップを目指す人のための講座・セミナーの周知	茨城県等が主催する職業能力開発や技能向上に関する講座・研修会等の情報提供を行い、参加促進を図ります。	まち未来創造課
就職相談から職業紹介までのワンストップサービスに関する情報の提供	茨城県で開設した、いばらき就職・生活総合支援センターにおいて、若者や女性、中高年齢者等の就職希望者に対し、就職相談から職業紹介までのサービスをワンストップで実施している情報の提供を行います。	まち未来創造課

基本目標5 男女がともに職場と家庭・地域を両立しながら活躍の場を広げるまちの実現に取り組みます

施策5-4

農業・商工業・科学技術分野における男女共同参画の推進

現状・課題



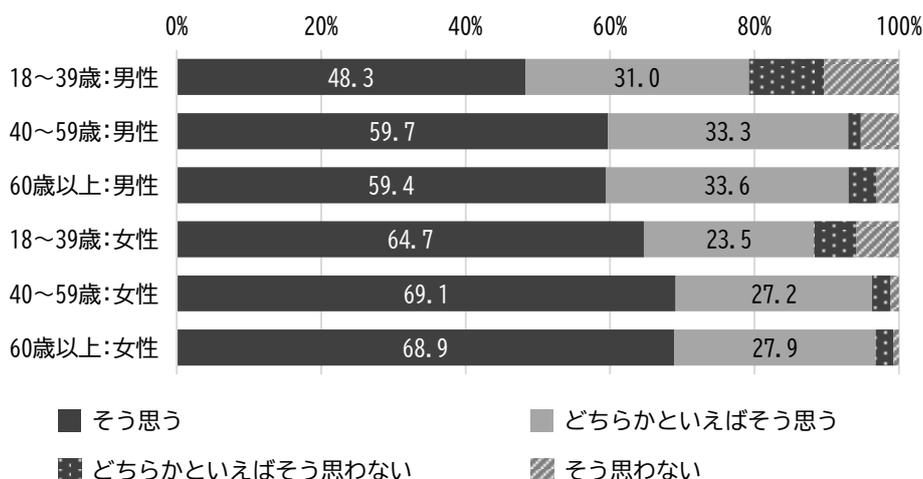
○女性の活躍の場を広げるために、農業・商工業・科学技術分野における男女共同参画の推進が求められます。

本町の基幹的農業従事者数 289 人のうち女性は 39.1% (113 人) となっていますが、65 歳未満に限ってみると、52 人のうち女性は 34.6% (18 人) と、やや低くなっています (農林業センサス・令和 2 年)。本町の農業を持続可能なものとするためには、女性を含めた若い世代にとって農業を魅力的なものにすることが求められます。

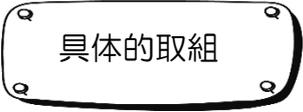
また、アンケート調査によると、「女性が理工系分野に進む機会をつくることは、今後の産業発展のためにも必要だと思う」という意見に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合の合計は、性年代別のすべての区分で 7 割以上となっています。

幅広い分野において男女が協力しながら活躍できるよう、女性の活躍の場を広げることが求められています。

女性が理工系分野に進む機会をつくることは、
今後の産業発展のためにも必要だと思うか



※「わからない」「不明・無回答」を除いて集計


 具体的取組

- ・本町の農業・商工業の状況や、科学技術分野における女性の一層の活躍に向けたニーズを踏まえながら、女性が活躍の場を広げられるよう、各分野における男女共同参画の推進を図ります。

取組名	取組内容	担当課
女性農業者への支援	女性農業者が農業で活躍している情報を提供し、働きやすい環境づくりのための研修会等の周知啓発を図ります。	農業政策課
家族経営協定の周知・締結に向けた支援	家族経営協定を推進し、家庭での就業環境を見直してもらうことで、男女共同参画に対する意識の醸成を図ります。 また、商工業分野においては、本町には家族経営の自営業者が多いことから、家族みんなが意欲とやり甲斐をもって経営に参加できる職場環境づくりへの周知啓発を図ります。	農業政策課 まち未来創造課
理工系分野への女性活躍の推進に関する啓発	女性の少ない理工系分野への興味・関心を促進し、進路選択の幅が広がるよう、広報紙や町公式ホームページ等をつうじて、啓発活動を行います。	政策企画課

目標値の設定

本プランの推進にあたって、下記のとおり目標値を設定します。

施策	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
プラン全体	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	13.1%	30.0%
1-1	男女共同参画社会という言葉を知っている市民の割合	39.7%	50.0%
	「男は外で働き、女は家庭を守る」という考え方に「そう思わない」と回答した市民の割合	54.6%	65.0%
1-2	児童生徒の人権感覚や人権意識を高めることを目的とした人権教育の実施回数	6回 (令和5年度)	10回
1-3	男女共同参画に関する講座等の参加者数	123人 (令和5年度)	160人
2-1	「DV防止法」という言葉を知っている市民の割合	63.2%	70.0%
2-3	困難な状況に直面した時に、「相談したかったが、できなかった」割合	16.3%	10.0%
3-1	審議会等への女性委員の登用割合	28.2% (令和5年度)	35.0%
	町職員の係長相当職以上に占める女性の割合	33.7% (令和5年度)	40.0%
	男性職員の育児休業取得率	66.7% (令和5年度)	70.0%
3-2	自治会などの地域社会において男女が平等だと思う人の割合	21.4%	30.0%
5-1	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている市民の割合	45.2%	55.0%
	「仕事」と、「家庭又は地域・個人の生活」のバランスについて、現在の状況と理想が一致している割合	48.2%	60.0%
5-3	女性活躍推進法という言葉を知っている市民の割合	18.8%	25.0%

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進する意識をもち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参加や意見は、取組を進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画の推進に向けた、関係課の連携や進捗管理を推進するために、「利根町男女共同参画推進本部」及び、その下部組織としてワーキングチームを開催します。

また、町民と協働して施策を推進していくために、利根町男女共同参画推進条例第19条に基づく「利根町男女共同参画推進委員会」を開催し、町民参加による計画策定や各施策に関する協議を行います。

さらに、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な取組については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

利根町男女共同参画推進条例第18条に基づき、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、推進委員会において調査審議したうえで、報告書は広く町民に公表します。